

審查基準整理票

処分名	浜大津公共駐車場における駐車料金の還付		
根拠法令名	道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例 (平成8年9月30日条例第25号)	(条項) 第6条	
基準法令名		(条項)	
所管部署	建設部 建設監理課 駐車場グループ		
標準処理期間	15日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ☐ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載			
[浜大津公共駐車場における駐車料金の減免] 浜大津公共駐車場における駐車料金の還付は、同条例同条の「市長が特別の理由があると認めるとき」に該当することを基準とし、それは次の事項に該当する場合をいう。 ・天災地変による自動車駐車場の損壊等により、自動車駐車場が使用不可能な状態及び駐車場内の工事等で使用不可能になった場合。 回数駐車券、プリペイドカードについては、残券額面合計額（残金）に購入時の割引率を乗じて得た額を還付し、定期券については、当該理由の発生した日を基準として、当該定期駐車券を日割りによって計算した額に残日数を乗じて得た額を還付する。			

< 参考 >

【根拠条例】

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例

第6条 回数駐車券等及び定期駐車券に係る既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。